

# 労働保険年度更新のお知らせ

令和7年度の労働保険年度更新は6月2日（月）から7月10日（木）までです

今年度の労働保険（労災保険・雇用保険の総称）料の申告・納付（「年度更新」といいます）は6月2日から7月10日までです。熊本労働局又は最寄りの労働基準監督署、若しくは金融機関（ただし、口座振替のご利用者を除く）で手続きしてください。

申告書の提出は、郵送や便利な電子申請もご利用いただけます（令和4年度まで行っていた県内各地での集合受付会は実施しておりません）。

電子申請の方法は、熊本労働局ホームページ「労働保険の電子申請」や、「e-Govポータル」で確認できます。また専任相談員の説明を受けながら実際に申請できる「電子申請体験」を行っていますのでお気軽にご利用ください（労働保険徴収室に事前予約が必要です）。

なお、年度更新をしなかった場合、国が職権で申告すべき労働保険料の額を決定したうえで追徴金を徴収することになりますので、必ず期限内に申告・納付をお願いします。

労働保険は、農林水産業の一部を除いて、一人でも労働者を雇用している場合（パートやアルバイトの方を含む）は必ず加入しなければならない制度です。労働者を雇用している事業主の皆様で、まだ労働保険の加入手続きがお済みでない場合は、最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）にご相談のうえ、速やかに加入していただきますようお願いします。

## 年度更新に関するお問い合わせ先

年度更新コールセンター(令和7年5月29日～7月18日)

電話0120-256-376

## その他お問い合わせ先

熊本労働局総務部 労働保険徴収室

電話096-211-1702

又は、最寄りの労働基準監督署